

# 平成24年度税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃 止 ） ・ 縮 減 ）

府 省 庁 名 環境省

No	3		
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 <b>固定資産税</b> 事業所税 その他 ( )		
見直し 項目名	廃棄物再生処理用設備に対する課税標準の特例措置の廃止（食品循環資源再生処理装置）		
見直し 内容 (概要)	<p>・ 特例措置の内容</p> <p>食品関連事業者又は再生利用事業者が、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「食品リサイクル法」という。）」に基づき認定を受けた「再生利用事業計画」の実施に必要な①食品循環資源肥料化設備、②食品循環資源飼料化設備又は③食品循環資源メタン化設備を新たに取得した場合、固定資産税の課税標準を3年間4/5に軽減。</p> <p>・ 見直し内容</p> <p>食品リサイクル法では、リサイクル肥飼料等を用いて生産された農畜産物の引き取りまでを含めた循環的な再生利用事業計画（食品リサイクル・ループ）を大臣認定しているところである。食品の循環的な利用を行う上での前提となる高品質なリサイクル製品（肥飼料等）を確保する観点から、再生利用事業計画の実施に必要な食品循環資源の再生処理設備を新たに取得した場合に、固定資産税の課税標準に係る本特例措置を設けてきたところである。</p> <p>しかしながら、これまで認定された再生利用事業計画においては、既存の設備を利用するケースが多い。また、再生利用事業計画の認定件数は増加傾向にあるが、上記の傾向を鑑みると再生利用事業計画の実施に必要な設備を新たに取得するケースが増加することは見込まれない状況にある。</p> <p>このように本特例措置については一定の役割を果たしたものとして廃止するものとする。</p>		
〔 関係条文 〕	<p>地方税法附則第15条第8項、食品リサイクル法第19条</p> <p>地方税法施行令附則第11条第12項</p> <p>地方税法施行規則附則第6条第22項</p>		
増収 見込額	+ 1 2 （▲ 2 5） （単位：百万円）		
廃止 又は 縮減の 理由	<p>本特例措置については、前回の税制改正要望において、政府税制調査会等から、適用件数が少ないとして単純延長は認められないとの指摘を受け、最終的に軽減率を段階的に引き下げる見直しを行った上で2年延長が認められたところ。現在は、平成23年度に新規取得した設備に係る課税標準について、軽減率は5分の4となっており、税負担軽減によるメリットは少ない状況にある。</p> <p>一方、本特例措置の要件である再生利用事業計画については、平成19年の制度創設以降、毎年10件程度認定されてきているが、既存の設備を利用して再生利用事業計画を実施するケースが多いことから、本特例措置の実績は非常に少ない状況にある。再生利用事業計画の認定件数は増加傾向にあるが、上記の傾向を鑑みると再生利用事業計画の実施に必要な設備を新たに取得するケースが増加することは見込まれない状況にある。</p> <p>また、食品リサイクル・ループに取り組む事業者にとっては、大臣認定により廃棄物処理法における廃棄物の収集運搬業の許可が不要となる特例を受けられることがインセンティブとなっており、施設取得に対する支援のニーズは低い状況にある。</p> <p>このような状況を踏まえ、今後、食品リサイクル・ループの構築を促進していくためには、既存の優良な再生利用事業者と連携してループを構築していくためのマッチングや検討会の開催等を促進していくことがより重要と考えられることから、本特例措置は一定の役割を果たしたものとして廃止するものとする。</p>		
ページ		3—1	